

## 忘れずにお願いします

3月から4月にかけては、  
転入・転出が多くなります。

手続きについては次の点に注  
意してください。

なお、異動届出の際には、  
運転免許証、健康保険証など、本人であることを確認で  
きるものをご持参ください。

また本人、世帯主及び世帯  
員以外の方が届出される場合  
は委任状が必要です。

また本人、世帯主及び世帯  
員以外の方が届出される場合  
は委任状が必要です。

## 高齢者元気度アップ・ ポイント事業

### 今年度の交換期限が 迫っています

必要なもの  
転出証明書または住民基本台  
帳カード(当該カードで転出  
手続きをした方)、印鑑、年  
金手帳(基礎年金番号通知  
書)、外国人の方は在留カーチ  
ド(特別永住者証明書)

### 転居する(市内で 住所が変わる)とき

転居した日から14日以内に  
届出をしてください(予定で  
は受け付けできません)。

必要なもの  
印鑑、国民健康保険証(加入  
者のみ)、印鑑登録証(登録者  
のみ)、後期高齢者医療保  
証(該当者のみ)、子ども医療  
費受給者証(該当者のみ)、介  
護保険証(該当者のみ)、住民  
基本台帳カード(お持ちの方  
のみ)

### 転出するとき

転出予定日と転出先が確定  
してから届出をしてください。

必要なもの  
印鑑、国民健康保険証(加入  
者のみ)、後期高齢者医療保  
証(該当者のみ)、子ども医  
療費受給者証(該当者のみ)、介  
護保険証(該当者のみ)、住  
民基本台帳カード(お持ちの方  
のみ)、外国人の方は在留  
カード(特別永住者証明書)

### ●ポイント交換の手順

- ①市役所で引換券を  
受け取る  
市役所福祉課で引換券を発行します。  
ポイント手帳、身分  
証明証を持参のうえ、  
必ずご本人がお越し  
ください。

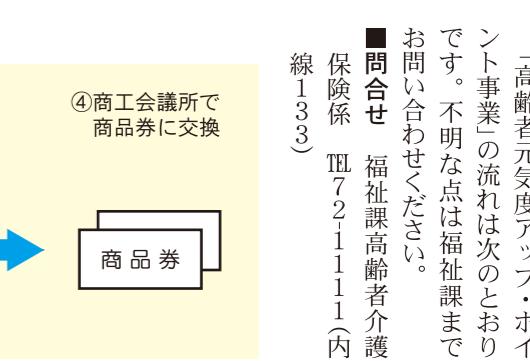
- ②商工会議所で  
商品券と交換  
商工会議所で引換券  
と商品券を交換しま  
す。  
身分証明証と市役所  
で交付された引換券  
を持参してください。

※9ポイントまでは来年度へ繰り越し可能です。手帳は来年度も引き  
続き使用してください。

### 来年度も実施

来年度も「高齢者元気度アッ  
プ・ポイント事業」を実施しま  
す。参加者は隨時募集していま  
ので、ぜひ参加してください。

**対象者** 65歳以上の枕崎市民  
(介護保険第1号被保険者)



■問合せ 福祉課高齢者介護係 TEL 72-1111(内線133)
-----------------------------------

3月は市税等滞納整理強化月間です

## 消費税率が引き上げられます

消費税(地方消費税を含む)  
の税率は、平成26年4月1日か  
ら8%に引き上げられます。

消費税の課税事業者が、平  
成26年4月1日を含む課税期  
間分(個人事業者の場合は平  
成26年分)の消費税及び地方  
消費税の確定申告書を作成す  
るために、課税売上げ・課税  
仕入れについて、帳簿等におい

て、旧税率が適用されたものと  
新税率が適用されたものに区  
分しておく必要があります。  
なお、税率引き上げに伴う経  
過措置により、平成26年4月  
1日以後に行われる取引で  
あっても、旧税率が適用される  
場合があります。

■問合せ 知覧税務署 TEL 8  
3-2411(自動音声案内)

## 3月は市税等滞納整理 強化月間です

### 市税等の納め忘れに ご注意を

市税は福祉や教育、道路整  
備など、さまざまな事業に使  
われる最も大切な財源であ  
り、私たちが安心で安全な暮  
らしをするために欠かせない  
ものです。

また、国民健康保険税や後  
期高齢者医療保険料、介護保  
険料は、私たちが医療や介護  
サービスを受けられるようにな  
らしをするために欠かせない  
ものです。

また、国民健康保険税のほかに、督促  
手数料や延滞金も納めなければならなくなります。市税等  
の納め忘れがある方は、お早  
めに納付をお願いします。

市では、毎年増加傾向にある  
市税等の滞納額の縮減と収納  
率向上を目指し、3~5月を「  
市税等滞納整理強化月間」と  
して滞納解消に取り組みます。  
納税について誠意の見られ  
ない滞納者に対しては、給与

## 軽自動車税の名義変更・ 廃車手続き等について

軽自動車税は、毎年4月1日  
現在で市に登録されている軽自  
動車の所有者又は使用者に納め  
ていただき税金です。4月2日  
以降に名義変更や廃車の手続き  
をした場合でも、月割ではな  
く、その年度の税額を全額納め  
ていきます。このことになります  
で、名義変更や廃車手続きは4  
月1日までに行ってください。  
また、所有者が死亡した場合  
も名義変更等の手続きをとつて  
ください。手続きの際は印鑑、

ナンバーープレート(廃車の場  
合)、車台番号(新規登録の場  
合等)を持参してください。

■手続き・問合せ先  
○原動機付自転車(50cc~12  
5cc)及び小型特殊自動車  
税務課課税係 TEL 72-1111  
二輪(126cc以上)  
4011 島事務所 TEL 099-2611

■問合せ 税務課管理収納係  
TEL 72-1111(内線153)  
2-153

### 便利で確実な 「口座振替」のご利用を

災害や盗難、本人や家族の  
病気、事業の休廻止、失業な  
ど、やむを得ない事情により  
市税等の納期ごとの納付が困  
難な方は、早めに市役所税務  
課にご相談ください。

口座振替は、指定した金融  
機関の口座から自動的に振替  
納付されるので、市役所や銀  
行に納付に行く手間がはぶ  
け、納め忘れもなく便利で安  
心です。

口座振替は、指定した金融  
機関の口座から自動的に振替  
納付されるので、市役所や銀  
行に納付に行く手間がはぶ  
け、納め忘れもなく便利で安  
心です。

## 3月 休日の市税納付窓口を 開設します

平日に仕事などで市税等を納めに行く時間のない方  
や、納付についてお困りの方のために、休日の納付窓  
口を開設いたします。

また、納付についてのご相談もお受けしております  
ので、お気軽にご利用ください。

\*税の賦課に関するお問合せには回答いたしかねます。ご了承ください。

軽自動車税は、毎年4月1日  
現在で市に登録されている軽自  
動車の所有者又は使用者に納め  
ていただき税金です。4月2日  
以降に名義変更や廃車の手続き  
をした場合でも、月割ではな  
く、その年度の税額を全額納め  
ていきます。このことになります  
で、名義変更や廃車手続きは4  
月1日までに行ってください。  
また、所有者が死亡した場合  
も名義変更等の手続きをとつて  
ください。手続きの際は印鑑、